

## 仕 様 書

- 1 件 名 医療情報システム更新計画策定支援及び評価業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 3 履行場所 埼玉県草加市草加二丁目21番1号 草加市立病院
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容 別紙「医療情報システム更新計画策定支援及び評価業務委託 委託内容」のとおり。
- 6 そ の 他
  - (1) 草加市環境マネジメントシステムに関する取り組みに協力すること。
  - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ア 受注者及び受注者の下請業者は不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、病院事業管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - イ 受注者は、市立病院及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
  - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
  - (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先 草加市立病院 医療情報部 医療システム開発室  
電話 048（946）2200（代表）

## 別 紙

### 医療情報システム更新計画策定支援及び評価業務委託 委託内容

#### 1 本業務の目的

草加市立病院（以下「当院」とする。）は、草加市および周辺地域における地域医療の中核病院（二次医療機関）として、入院診療、24 時間体制の救急医療、高度な設備を用いた急性期医療、小児医療、災害時医療、地域医療連携等を担っており、その医療の実施にあたっては、病院情報基幹システム及び部門システム（以下「医療情報システム」）の安定稼働が必要不可欠である。

しかしながら、その必要不可欠な医療情報システムの多くが令和 10 年（2028 年）2 月をもってリース期間が満了になると共に、ソフトウェアまたはハードウェア等の保守期限の到来も迎えるようとしていることから、更新の必要性に直面している。

当該医療情報システムの更新にあたっては、患者の生命を守るためにも安定稼働を止めずにシステム移行を行わねばならない。また、医療 DX 化の推進や各種現場の運用課題解決も図っていかなければならず、さらには厳しい経営状況の中での限られた予算による更新となることが明白であり、次期医療情報システムについては、システムの最適化と安全な移行が必須となる。

本業務委託は、令和 7 年度に委託した「医療情報システム更新に係る現状調査等業務委託」における現状調査結果と、その後の当院独自調査に基づき、当院が令和 8 年度（2027 年度）から令和 9 年度（2028 年度）にかけて実施する予定の医療情報システム更新作業における、その移行計画や方針などが当院の目的が達成できるものなのか、リスクはないのか、リスクがある場合にはどのような対策があるかなどの安全性やリスクに対する評価を委託するものである。

本業務委託により、第三者の専門的知見によって、安全なシステム移行に向けて、準備を進めるものとする。

#### 2 業務内容

##### (1) 医療情報システム更新計画策定支援

- ① 当院が策定していく医療情報システム更新計画が、安全且つ当院の目的が達成できるような計画とするために、専門的見地からの支援を行うこと。
- ② 支援の方法としては、電話またはメールによる相談を基本とし、必要に応じて、Web 会議を行う。来院しての現地打ち合わせは計 4 回程度を見込むものとする。

##### (2) 医療情報システム更新計画に関する評価

- ① 当院が策定していく医療情報システム更新計画について、その安全性やリスク、当院の目標に対する達成度などの評価を行うこと。
- ② 評価にあたっては、業界の動向、他院の事例など、専門的見解を交えること。
- ③ リスクが想定される場合には、その対策を示すこと。

#### 3 成果品

草加市医療情報システム更新計画に関する評価書 1 式

提出形式：電子データ（PDF と加工可能なもの）

#### 4 参考図書

業務は、下記に掲げる図書等を参考にして行うものとする。なお、契約終了時までに改定版が発行された場合には、最新版を参考とする。

- ・ 『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 7.0 版』（厚生労働省）

## 5 その他

- (1) 業務の実施体制を書面で示すとともに、以下の各要件を満たすことを確認できる書類を提出すること。
- (2) 病床数が300以上の急性期病院において、電子カルテシステム等の選定及び導入に係るアドバイザリー業務の実績が過去5年間で2件以上あること。
- (3) 業務実施者のうち少なくとも1名は、医療情報技師の資格又は有資格者と同等の能力を有することが、経歴等で明らかな者であること。

以上